

令和元年度 第2回

佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会

議事録 要約

日時 令和元年 11 月 19 日 (火)
午前 10 時 15 分～午前 11 時 45 分
場所 佐久市役所 議会棟 第 1 委員会室

1 開 会 (進行：事務局)

【委嘱書交付】

2 あいさつ

3 自己紹介

4 会長及び副会長の選任 (会長：小林 光男 委員 副会長：市川 邦一 委員)

5 会議事項 (進行、説明：事務局)

(1) 佐久市人権問題に関する市民意識調査について

(2) その他

6 閉会 (進行：事務局)

【質疑】

「調査方法について」

委員

調査については、1000人という調査対象であれば、年代が6ブロックに分かれているので、どこかの年代が少なく配布していることになるのではないかと懸念が持たれてきてしまう。

年代ごと、何部ずつ配布しているのか、配布人数がわかるようにしてほしいということと、6ブロックなら200ずつ配布すればちょうど1200で、良いのではないかと懸念が持たれてくる。

事務局

配布は年齢構成の人口比率に基づいた男女割合で、1000人に対して按分して発送をしております。そのため、人口の多い年代層に多く配布されている状況であります。今回の調査についても1000人で同様の仕様にて考えております。

また、1000人という対象は人口に比しておりますが、妥当性については、統計学的に再度確認をいたしますし、ご指摘のとおり配布数については分かりやすく表記していきたいと考えております。

「調査検証について」

委員

分析については専門家を連れていかないと、ただ数字が高い低いのみで結果を出していても、科学的分析にならないので、今回の分析についてはどのように検討しているのか。

事務局

調査については、当審議会や同和教育の推進委員の方へも分析をしていただくということになります。また、専門業者への委託により専門的な分析や、クロス集計等を合わせて、分析をしていきたいと考えております。

「調査課題について」

委員

調査方法を変更するようであれば、過去の調査に囚われることなく、市政に反映していけるように、現在の問題点について調査する方が良いのではないかと懸念が持たれてくる。

その時代に合った課題があり、工夫して調査に加えていく必要がある。過去、調査したときよりも現在はインターネットの問題がかなりウェイトを占めているはず。調査自体もマイナーチェンジではいけないと思います。

事務局

調査方法については、変更の予定はありません。調査項目についてはある程度基本となる継続したものがあっても、5年ごとの調査ですので、時代に即したものを加えるということになる。ただ項目を増やしすぎると答える方が面倒になってしまうという傾向がある。

業者との打ち合わせを行い、新たにできている法律が、どんな背景、時代の中で求められているのかを意識しながら調査を作っていくことが必要なのかと思います。

「条例改正について」

委員

当審議会の基となっている部落差別撤廃と人権擁護に関する条例については、当時の状況と新法ができたという状況を考えれば、条例を変更していったほうが良いと考える。

また、審議会の方から提案はできるのか。

事務局

条例の改正については、現行の条例について、すぐに改正するという事で動けるかという点と、県の状況もございます。現行の条例も不都合があるのかと言えば、そうとも言えない状況にある。県の方でも、この法律に関しての役割分担というものが、自治体が担っているものもあります。県が、この条例が具体的に進む中で、どのような役割を担っていくかによって市の分担が確定していくものもあるかと思っておりますので、県の状況も勘案して検討していきたいと考えております。

提案については、意見としていただく分には全く構わないと思いますが、審議会からの要望や陳情として扱えるのかということに関しては、仕組みとして若干違うのではないかと思います。

【要望】

「障害者差別解消法の周知について」

委員

身体障がい者に関する設問が、市民意識調査の中で上位に扱われていることに感謝いたします。平成28年度に制定された「障害者差別解消法」の認知度が、低い。関心を持ってもらうなど、周知についてお願いするとともに、長い目で実施していければと思います。